六　第七十一条第二項の規定による不在者投票証明書の提出（当該提出に引き続いてする同項の規定により第七十条第二項の規定に準じて行われる投票用封筒の提出、第七十一条第三項において準用する第七十条第四項の規定による代理投票の申請、同条第四項又は第五項の規定による投票用封筒その他の行為を含む。）

七　第八十二条第二項（第八十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項（第八十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

2　法第百四十三条第二項の政令で定めるものは、前項第二号から第四号まで及び第七号に掲げる行為（同項ただし書に規定する期間内にするものを除く。）とする。

（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）

第百四十六条　市町村の選挙管理委員会は、法第百四十三条第一項の規定により午後五時から午後八時までの間で午後八時と異なる時刻を定めた場合には、直ちに当該定めた時刻を告示しなければならない。

（投票用紙の様式）

第百四十七条　法第六十一条第一項、第二項及び第四項の規定による投票の投票用紙は、別記第一様式に準じて調製しなければならない。

2　法第六十二条第一項の規定による投票の投票用紙は、別記第二様式に準じて調製しなければならない。

3　法第五十八条第二項の規定による投票の投票用紙は、別記第三様式に準じて調製しなければならない。

（投票人名簿等の様式）

第百四十八条　投票人名簿、在外投票人名簿、投票録、開票録、国民投票録その他法及びこの政令の規定による書類の様式については、総務省令で定める。

（青ケ島村等における国民投票の特例）

第百四十九条　東京都八丈支庁管内青ケ島村及び小笠原支庁管内小笠原村並びに沖縄県島尻郡南大東村、同郡北大東村、宮古郡多良間村及び八重山郡与那国町においては、開票管理者は、第百十八条の規定にかかわらず、開票録の写しを法第八十条第三項の規定による報告と別に送付することができる。

（事務の区分）

第百五十条　この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十二年五月十八日）から施行する。

（法附則第二条第一項に規定する政令で定める日）

第二条　法附則第二条第一項に規定する政令で定める日は、平成六年五月一日とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

別表（第五十条関係）

各点字の傍らの記載は、これに対応する文字を示す。



別記第一様式（第百四十七条関係）

その一

表

折目

日本国憲法改正国民投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

裏

折目

記載欄

賛成	
反対	

○注意

一　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。

二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。

三　○の記号以外は何も書かないこと。

折目

その二

表

折目

日本国憲法改正国民投票

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

船員不在者投票

裏

折目

記載欄

賛成	
反対	

○注意

一　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。

二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。

三　○の記号以外は何も書かないこと。

折目